

港長公示 神第 30-1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

平成 30 年 7 月 11 日

阪 神 港 長



### 阪神港神戸区第 1 区及び第 2 区における航泊の禁止について

阪神港神戸区第 1 区及び第 2 区において、第 48 回みなとこうべ海上花火大会が行われるため、下記のとおり、船舶の航泊を禁止(花火大会に従事する船舶、官公庁船舶及び港長が許可した船舶を除く。)する。

#### 記

##### 1 期間

平成 30 年 8 月 4 日(土) 19:00 から 20:30 まで

なお、雨天などにより花火大会が行われない場合又は期間中に花火大会が中止となった場合は、航泊禁止を解除する。

##### 2 区域

次のア点とイ点を結ぶ線及びウ点とエ点を結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域  
(航泊禁止区域図 参照)

基点: 阪神港神戸区第 1 区・神戸メリケンパークオリエンタルホテル灯台

ア点: 基点から 91 度 30 分、1,360 メートルの地点(新港第 4 突堤南東角)

イ点: ア点から 145 度、180 メートルの地点(ポートアイランド北公園北東角)

ウ点: イ点から 206 度、690 メートルの地点(ポーアイしおさい公園北西角から  
南に 50 メートルの地点)

エ点: ウ点から 267 度 30 分、1,120 メートルの地点(川崎重工業(株)神戸工場  
第 7 工場北東角)

##### 3 その他

(1) 航泊禁止区域図のとおり、航泊禁止区域を明示するため

① 灯浮標(単閃黄光、毎 2 秒に 1 閃光、光達距離 5.5km) 8 基

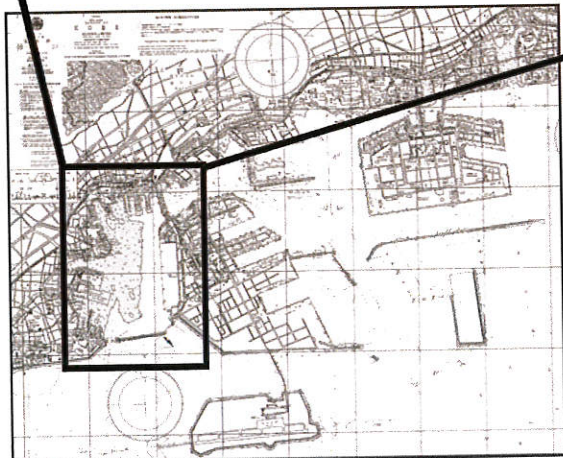
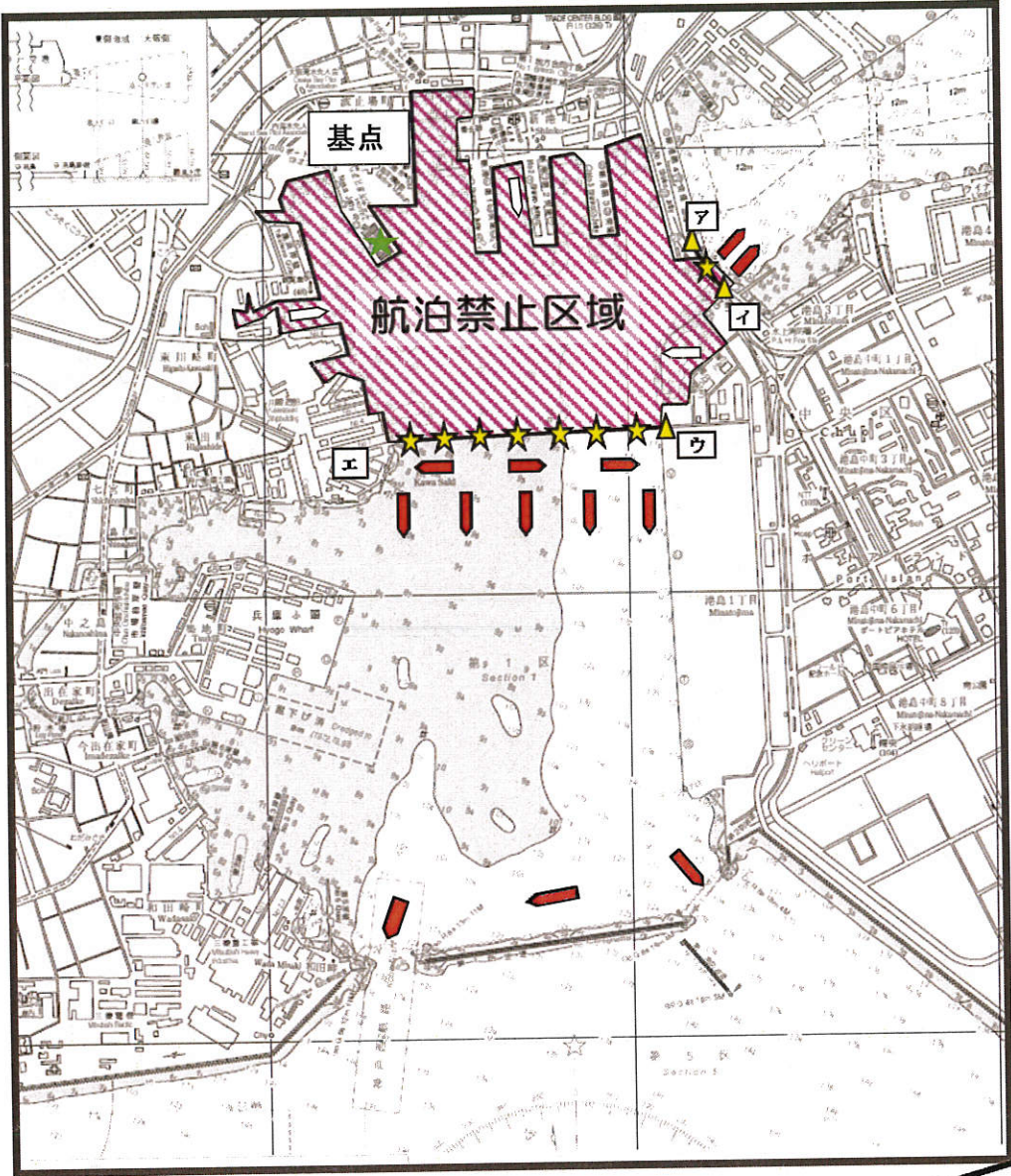
② 陸置き灯標(単閃黄光、毎 2 秒に 1 閃光、光達距離 5.5km) 3 基

が設置されている。

なお、灯浮標及び陸置き灯標は、同期点灯する。

(2) 周辺海域には、警戒船 13 隻が配備されている。

# 航泊禁止区域図（略図）



阪神港神戸区(略図)

凡 例	
警戒船	➡
救助船	➡
灯浮標	★
灯 標	▲